

■アレルギー食品表示推奨品目に「アーモンド」が追加されました（消費者庁 R 元、9、19）

消費者庁は、9月19日、食物アレルギーを引き起こす原材料として「アーモンド」を表示を推奨する「特定原材料」に準ずるものに追加されることを通知いたしましたので、お知らせします。

なお、前回、カシューナッツ及びゴマが追加された際は、1年間の移行期間がありましたが、今回は、推奨品目であるとして、移行期間が設けられておりませんのでご注意ください。

（（食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号））：
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190919_0004.pdf

（食品表示基準新旧対照表）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190919_0005.pdf

（（食品表示基準Q&A新旧対照表））：
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190919_0013.pdf